

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する甲府市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項（法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健福祉施策に関し市長が諮問する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別の事項を調査審議するため置かれる臨時委員の任期は、当該事項の調査審議が終了するまでとする。

(副委員長)

第5条 審議会に、副委員長1人を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

- (2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童福祉及び子ども・子育て支援に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
- (5) 健康・保健専門分科会 市民の健康の保持及び増進に関する事項

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 8 審議会は、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 政令第3条第1項に規定する審査部会のほか、専門分科会に、その決議に基づき、審査部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健総室総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び審査部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(甲府市子ども・子育て会議条例の廃止)

- 2 甲府市子ども・子育て会議条例（平成25年6月条例第17号）は、廃止する。

(甲府市介護保険条例の一部改正)

- 3 甲府市介護保険条例（平成12年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 介護保険市民運営協議会（第18条～第21条）」を「第5章 削除」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第18条から第21条まで 削除